

東邦金属株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2026年3月31日までの1年間

2. 内容

目標1：計画期間内の育児休業等取得状況を次の基準以上とする。

男性社員…取得率を50%以上にすること

女性社員…取得率を80%以上にすること

※取得率とは、計画期間内に育児休業等を取得した者の数／計画期間内に子が生まれた者の数

<対策>

- 2025年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援等の周知資料の掲示および必要社員への配布
- 2025年4月～ パンフレットを利用して制度の周知を行い、男性社員の休暇取得を促進

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月の法定時間外労働および法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

- 2025年4月～ 社員の具体的な労働時間に関する実態調査
- 2025年4月～ 時間外労働の多い部署に対して、その原因を分析し、業務内容の改善および人員不足の解消等労働環境の改善を行う
- 2025年4月～ 対象部署の社員への周知徹底

目標3：年次有給休暇の取得を促し、年次有給休暇取得率を全社平均50%以上にする。

※取得率とは、一年度当たりの年次有給休暇取得日数／一年度当たりの年次有給休暇保有日数（前年繰越含む）

※計画期間内に全期間含まれる年次有給休暇対象期間（前年繰越＋本年付与）を対象に取得率を算出する

<対策>

- 2025年4月～ 年次有給休暇の取得状況に関する実態調査
- 2025年4月～ 年次有給休暇の付与から半年後に、取得が進んでいない者に対しては、年次有給休暇取得計画を策定させ、各部門責任者より意識啓発を図る